

東京医科歯科大学附属病院医療情報システム利用規則

〔平成16年4月1日
規則第227号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の医学部附属病院及び歯学部附属病院（以下「附属病院」という。）の医療情報システム及び医療情報システムに蓄積されたデータ（以下「蓄積データ」という。）の利用について定めるものとする。

(医療情報システムの目的)

第2条 医療情報システム及び蓄積データは、附属病院における患者サービスの向上、運営の効率化を図るとともに、本学の診療・教育・研究の進展に資することを目的とする。

(利用者の資格)

第3条 医療情報システムを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 附属病院において医療に従事する者
- (2) 附属病院において医療事務に従事する者
- (3) その他当該所属する附属病院の長（以下「病院長」という。）の承認を得た者

(登録)

第4条 医療情報システムの利用を希望する者は、所定の書類を提出しなければならない。

(登録内容変更・カードの再発行)

第5条 利用者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに所定の書類を提出しなければならない。

(登録者の義務)

- 第6条 利用者個人のパスワードは、自ら管理し、第三者の利用に供してはならない。
- 2 蓄積データに関し、守秘義務を負うものとする。
 - 3 医療情報システム及び蓄積データは、定められた目的以外に利用してはならない。
 - 4 利用者が義務を課された講習等を受講しなかった場合は、一時的に利用を停止させることがある。

(機器利用上の禁止事項)

第7条 利用者は、医療情報システムを他のシステム等に接続し又は医療情報システムに接続された端末を無断で移動してはならない。

(情報の安全確保)

第8条 病院長は、蓄積データの漏洩、滅失、き損の防止措置を講じなければならない。

(損害補償)

第9条 利用者が、故意又は重大な過失により医療情報システム及び蓄積データを汚損、損傷又は滅失したときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

(登録の取り消し)

第10条 病院長は、利用者がこの規則に違反したときは、その者に係る登録を抹消することができる。

(蓄積データの利用)

第11条 蓄積データの利用については、病院長が定める。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、医療情報システムの利用に関し必要な事項は、医学部附属病院長及び歯学部附属病院長が協議の上定める。

2 この規則の改廃については、医学部附属病院並びに歯学部附属病院の運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月6日規則第3号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月24日規則第24号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日において本学に専攻生として在籍する者の取扱いについては、平成24年9月30日まで、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月29日規則第16号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。